発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

公 告

○高知県立室戸広域公園、高知県立土佐 西南大規模公園(大方地区及び佐賀地 区)及び高知県立十佐西南大規模公園 (中村地区) の指定管理者の募集

(公園下水道

○高知港係留施設等の指定管理者の募集 (港湾・海岸

高知県教育委員会公告

○高知県立香北青少年の家の指定管理者 の募集

(教育委員会 事務局生涯 学習課)

○高知県立高知青少年の家及び高知県立 青少年体育館の指定管理者の募集

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第3条第 1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次 のとおり募集する。

令和元年8月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定管理者が業務を行う都市公園の施設の概要
- (1) 施設の名称及び場所
- ア 高知県立室戸広域公園 室戸市領家ほか
- イ 高知県立土佐西南大規模公園 (大方地区及び佐賀地区)
- (ア) 大方地区 幡多郡黒潮町入野ほか
- (イ) 佐賀地区 幡多郡黒潮町佐賀
- ウ 高知県立十佐西南大規模公園(中村地区) 四万十市下田ほか
- (2) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 都市公園における特定公園施設の利用の許可、特定公園 施設の利用の許可の取消しその他の特定公園施設の利用の許

可に関する業務 (2) 都市公園における特定公園施設の利用料金の収受、利用

- 料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関す ろ業務
- (3) 都市公園の施設及び設備並びに物品の維持管理に関する 業務
- (4) 都市公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び 実施に関する業務
- 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、業務 を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を 取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有 し、かつ、3の指定期間中、都市公園の利用において、県民の 平等利用を確保し、都市公園の効用を最大限に発揮させるとと もに、その業務に係る経費の縮減を図り、都市公園の管理運営 を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこ れらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点 までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。) によるもの
- 5 資格審査の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、 (2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる 書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出する こと。
- ア 定款、規約その他これらに類する書類
- イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の目前 3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体に あっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し (本籍地の記載は、不要とし、提出の目前3月以内に発行 されたものに限る。)
- ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業 年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書そ の他の経営状況を明らかにする書類
- エ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当し ない旨の誓約書
- オ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税、消費 税及び地方消費税の納税証明書
- カ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割 分担に関する書類
- (2) 資格審査申込期間は、令和元年8月30日(金)から同年

10月4日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日 (以下「日曜日等」という。)を除く。)の午前8時30分か ら午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合 は、書留郵便によるものとし、令和元年10月4日の消印のあ るものまで受け付ける。

- (3) 資格審査の結果通知
- ア 令和元年10月10日(木)までに、資格審査の申込者に電 子メールで資格審査の結果を通知する。
- イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものに は、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面によ り通知する。この場合において、当該通知を受けたもの は、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日(日 曜日等を除く。) 以内に、書面により知事に対して当該資 格要件を満たさなかったことについての説明を求めること
- ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を 求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日 (日曜日等を除く。) 以内に、書面により回答する。
- 6 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を 受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、 (2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」 という。) に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参 又は郵送により提出すること。
- ア 2の業務に関する事業計画書
- イ 2の業務に関する収支予算書
- ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
- (2) 募集期間は、令和元年10月11日(金)から同年10月28日 (月)まで(日曜日等を除く。)の午前8時30分から午後5 時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵 便によるものとし、令和元年10月28日の消印のあるものまで 受け付ける。
- (3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者 の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指
- (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、5(2)の資格審査申込期間内に 8の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園 下水道課ホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/) からも 入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とす る。

7 その他

県は、指定管理者と都市公園の管理運営業務に関する協定を 締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払 う。

8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場 所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課

電話番号088-823-9856

ファクシミリ番号088-823-9036

高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)第18条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

会和元年8月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称

高知港係留施設等(県の管理に属する港湾施設のうち、募集要項において定める施設とする。)(以下「港湾施設」という。)

(2) 施設の場所

高知市仁井田字新港ほか

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 港湾施設における行為の規制に係る業務
- (2) 港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令
- (3) 船舶の係留場所の指定及び変更の命令
- (4) 港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可
- (5) 港湾施設の使用料の徴収(調定事務を除く。)
- (6) 港湾施設の使用料の免除
- (7) 港湾施設の使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の 変更
- (8) 港湾施設の使用の許可を受けた者に対する原状回復及び 掲書賠償の命令
- (9) (8)の命令に係る原状回復が完了したことの検査
- (10) 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、港湾施設の保全 若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するた めに知事が必要があると認める業務
- 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、港湾施設の公平な利用を確保し、港湾施設の効用を最大限に発揮させるとともに、港湾施設の効率的な管理を図り、港湾施設の管理運営を安定して継続的かつ適切に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。) によるもの
- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集 期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、 7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書
 - ウ 2の業務に係る管理代行料提案書
 - エ 定款 規約その他これらに類する書類
 - オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の 前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計 算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する 書類
- (2) 募集期間は、令和元年8月30日(金)から同年10月28日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和元年10月28日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指

定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホー

(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/) からも 入手することができる。

- (5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他

県は、指定管理者と港湾施設の管理運営業務に関する協定を 締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払 う

7 指定管理者指定申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及 び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部港湾·海岸課

電話番号088-823-9883

ファクシミリ番号088-823-9657

電子メールアドレス175001@ken. pref. kochi. lg. jp

------教 育 委 員 会 公 告

------立青少年の家の設置及び管理に関する条例(

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

令和元年8月30日

高知県教育長 伊藤 博明

 \sim 1

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称

高知県立香北青少年の家(以下「青少年の家」という。)

(2) 施設の場所

香美市香北町吉野1300

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 青少年の家の利用の許可等、利用の許可の取消し等その 他の利用の許可に関する業務
- (2) 青少年の家の使用料の徴収に関する業務 (調定事務を除く。)
- (3) 青少年の家の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 青少年の家を利用する者に係る食事の提供及び宿泊に関 する業務

- (5) 青少年の家を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務
- (6) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する 業務
- (7) (1)から(6)までに掲げる業務のほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家の利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年の家の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。) によるもの
- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集 期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送に より提出すること。
 - ア 2の業務に関する事業計画書
 - イ 2の業務に関する収支予算書
 - ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
 - エ 定款、規約その他これらに類する書類
 - オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び 前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経 営状況を明らかにする書類
 - キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する 書類
- (2) 募集期間は、令和元年8月30日(金)から同年10月28日 (月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除 く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時

までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年10月28日午後5時までに7の提出場所に必着すること。

- (3) 現地説明会を令和元年9月17日(火)に開催するので、 参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこ と。ただし、参加を希望するものがいない場合は、開催しな い。
- (4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者 の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指 定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/)からも入手することができる。

- (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を 指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の 配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局生涯学習課

電話番号088-821-4745

ファクシミリ番号088-821-4505

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の管理運営を一括して行うこととし、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第10号)第2条及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第11号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

令和元年8月30日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称及び場所

ア 高知県立高知青少年の家(以下「青少年の家」という。)

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

- イ 高知県立青少年体育館(以下「体育館」という。) 吾川郡いの町八田1767
- (2) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の利用の 許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する 業務
- (2) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の使用料 の徴収に関する業務 (調定事務を除く。)
- (3) 青少年の家の施設、設備等及び体育館の施設、設備等の 維持管理に関する業務
- (4) 青少年の家又は体育館を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務
- (5) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する 業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務のほか、青少年の家及び 体育館の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家又は体育館の利用において、青少年及び県民の平等利用を確保し、青少年の家及び体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家及び体育館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。) によるもの
- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集 期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送に より提出すること。
- ア 2の業務に関する事業計画書
- イ 2の業務に関する収支予算書
- ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
- エ 定款、規約その他これらに類する書類
- オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の目前

3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体に あっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し (本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行 されたものに限る。)

- カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び 前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経 営状況を明らかにする書類
- キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する 書類
- (2) 募集期間は、令和元年8月30日(金)から同年10月28日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年10月28日午後5時までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 現地説明会を令和元年9月17日(火)に開催するので、 参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこ と。ただし、参加を希望するものがいない場合は、開催しない
- (4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者 の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指 定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を 参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/)からも入手することができる。

- (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家及び体育館の 管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に 係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の 配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局生涯学習課

電話番号088-821-4745

ファクシミリ番号088-821-4505

4